

○中津市女性創業・起業支援補助金交付要綱

令和6年3月29日中津市告示第124号制定

改正

令和6年7月30日中津市告示第235号改正

令和6年8月30日中津市告示第250号改正

中津市女性創業・起業支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 中津市女性創業・起業支援補助金（以下「補助金」という。）の交付については、中津市補助金等交付規則（平成19年中津市規則第9号。以下「規則」という。）及び補助金等の交付手続に関する特例規則（平成18年中津市規則第7号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、女性が創業に際し要する費用を市が補助することにより、女性の創業及び起業の機運を高め、社会進出を促し、地域での活躍推進を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 創業 産業競争力強化法（平成25年法律第98号。以下「法」という。）

第2条第30項各号に掲げる行為をいう。

(2) 創業の日 個人事業主にあつては開業の日、法人にあつては法人設立の日をいう。

(3) 事業所 事業の用に供する事務所、店舗、工場等（仮設又は臨時のものを除く。）をいう。

(4) 特定創業支援等事業 法第2条第31項に規定する特定創業支援等事業であつて、中津市創業支援等事業計画に基づき実施する経営、財務、人材育成、販路開拓等の知識が身につくと市長が認める事業をいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内で創業する女性で、次のいずれにも該当するものとする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

（1） 個人事業主にあつては、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に定めるところにより本市が備える住民基本台帳に記録された者で、事業所の所在地を市内に置くもの（第15条の規定による実績報告を提出する日の前日までにその予定であるものを含む。）

（2） 法人を設立する場合にあつては、創業の日までに市内を本店所在地とする登記簿が備えられているもの（第15条の規定による実績報告を提出する日の前日までにその予定であるものを含む。）

（3） 特定創業支援等事業によるセミナーを受講したと市長が認めるもの

（4） 許認可等を必要とする業種の創業に当たっては、当該許認可等を受けたもの（創業の日の前日までにその予定であるものを含む。）

（5） 創業の日以後、当該創業に係る事業を市内において3年以上継続して実施する予定であるもの

（6） 市が実施する他の補助制度による補助を受けていないもの

（7） 市税（本市以外の市町村又は特別区において課税されている場合は、当該市町村又は特別区において課税されている市区町村税をいう。）の滞納がないもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としてない。

（1） 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

（2） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する事業を営む者

（3） フランチャイズ契約（中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号）第11条第1項に規定する特定連鎖化事業による契約をいう。）又はこれに類すると市長が認めるものに基づく事業を営む者

(4) 公序良俗に反する事業又は補助金の使途として社会通念上不適切であると認められる事業を営む者

(5) その他市長が不相当と認める者

(補助事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当する収益が生じる事業であって、3年間の継続性が見込まれると市長が認めるものとする。

(1) 地域課題を解決する事業

(2) 住民の生活環境の向上に資する事業

(3) 地域資源を活用し、地域振興に資する事業

(4) その他市長が認める事業

(補助対象経費、補助金額等)

第6条 市長は、補助対象者が補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として市長が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表に定めるところによる。

3 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

4 補助金の交付は、1補助対象者につき1回限りとする。

(補助事業に関する施工業者)

第7条 補助事業の実施に当たり、新築工事又は改築工事を業者に委託して施工する場合は、当該業者は、市内に住所又は事務所を有するものとする。ただし、特殊な内外装の施工や専門的な設備機器の導入に係る場合は、この限りでない。

(補助金の交付の申請)

第8条 規則第3条第1項に規定する補助金の交付の申請は、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添え、補助事業を実施する前又は創業の日から1年以内にこれを市長に提出するものとする。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 収支予算書（様式第3号）

(3) 見積書の写し、図面等

- (4) 補助事業を実施するに当たり、不動産を賃貸借する場合にあつては、賃貸借契約書の写し又はこれに類するもの
- (5) 創業後に申請する場合には、個人事業主にあつては開業届出書の写し、法人にあつては登記事項証明書
- (6) その他市長が必要と認めるもの

2 前項の規定による補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（補助金の交付の決定等）

第9条 市長は、規則第6条の決定の通知は、補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）によるものとする。

（申請の取下げ）

第10条 補助金の交付の決定の通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から起算して15日以内に、書面により申請の取下げをすることができる。

（変更等の承認）

第11条 補助事業者は、補助事業の内容、経費の配分若しくは執行計画の変更をする場合又は補助事業の全部若しくは一部を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、あらかじめ補助事業変更等承認願（様式第5号）により市長の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更をする場合を除く。

- (1) 補助金の交付目的に反しない事業内容の変更
- (2) 補助対象経費の20パーセント以内の増減

（遅延等の報告）

第12条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込

まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに補助事業事故報告書（様式第6号）により市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（交付の決定の変更等）

第13条 市長は、次のいずれかの場合において、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更し、又はその決定の全部若しくは一部を取り消したときは、補助金交付決定変更（取消）通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

（1） 第11条の承認をした場合

（2） 前条の報告を受けた場合

（3） 規則第8条第1項の規定により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

（4） 補助事業者が規則第14条第1項各号のいずれかに該当する場合  
（状況報告）

第14条 補助事業者は、補助事業の遂行及び支出状況について市長の要求があったときは、速やかに状況報告書（様式第8号）により市長に報告しなければならない。

（実績報告）

第15条 補助事業者は、補助事業を完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して30日を経過した日又は翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1） 事業実績書（様式第10号）

（2） 収支精算書（様式第11号）

（3） 申請者の住民票の写し（個人が創業する場合に限る。）

（4） 事業所の所在が確認できる登記事項証明書の写し（法人を設立する場合に限る。）

（5） 契約書、見積書、領収書又は請求書の写し、その他補助事業の実施が確認できる証拠書類

（6） 工事完了後の写真及び購入した備品の写真

（7） 開業届出書の写し、その他開業したことが確認できる証拠書類又は実績報告書を提出した日から60日以内に開業する旨の確約書

(8) その他市長が必要と認める書類

- 2 第8条第2項ただし書の規定により補助金の交付申請をした補助事業者は、前項の規定による実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかである場合はこれを補助金額から減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第16条 市長は、前条の報告を受けた場合は、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書(様式第12号)により補助事業者に通知するものとする。

- 2 第8条第2項ただし書の規定により補助金の交付申請をした補助事業者のうち、前項の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した者は、その金額(前項の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書(様式第13号)により速やかに市長に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。

(補助金の請求)

第17条 補助事業者は、規則第12条の規定により交付すべき補助金の額が確定したときは、補助金精算(概算)払請求書(様式第14号)により市長に補助金を請求するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、交付すべき補助金の額が確定する前において、市長が特に必要があると認めるときは、補助事業者は、交付の決定した額の範囲内において必要と認められる額を市長に請求できるものとする。

- 3 前項の規定により交付した補助金の額が、前条の規定に基づき確定した補助金の額に満たないときは、補助事業者は、その不足する額について補助金精算(概算)払請求書により請求するものとし、同条の規定に基づき確定した補助金の額を超えるときは、市長は、その超える額について規則第15条第2項の規定に基づき返還を命ずるものとする。

(補助金の返還)

第18条 市長は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、

既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部の返還及び規則第16条第1項に規定する加算金の納付を命ずるものとする。

- 2 前項の規定による補助金の返還及び加算金の納付は、当該補助金の返還を命ぜられた日から起算して30日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、規則第16条第2項に規定する延滞金を課する。

(財産の処分等の制限)

第19条 補助事業者は、規則第19条に規定する承認を受けようとするときは、財産処分等承認願(様式第15号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間を経過した場合は、この限りでない。

(関係書類等の整備)

第20条 規則第20条に規定する市長が定める期間は、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間とする。

(委任)

第21条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

- 2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に完了した補助事業における第15条から第20条までの規定は、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

附 則 (令和6年7月30日中津市告示第235号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の中津市女性創業・起業支援補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の際既に創業(第3条第1号に規定する創業をいう。)を開始し、かつ、

創業の日から1年を経過していない者についても適用する。

附 則（令和6年8月30日中津市告示第250号）

この告示は令和6年9月2日から施行する。

別表（第6条関係）

補助対象経費		補助率	補助限度額
科目	内容		
工事費	事業所の新增築工事又は改築工事に要する経費、ケーブルネットワーク引込工事費及び屋内工事費	補助対象経費の2分の1の範囲内で市長が定める割合	100万円
設備費	備品等購入費（補助対象事業以外での利用も可能な汎用性の高い備品の購入費を除く。）及び設備等運搬費（事業の用に供するものに限る。）		
役務費	不動産契約仲介手数料、登記手数料、広告宣伝費等		